

◎議案第71号の上程、説明、質疑、採決

○議長（土屋清武君） 日程第17、議案第71号 平成30年度松崎町（第1回）事務用端末売買契約についての件を議題といたします。

議案の朗読は省略して、提出者から提案理由の説明を求めます。

○町長（長嶋精一君） 議案第71号 平成30年度松崎町（第1回）事務用端末売買契約についてでございます。

詳細は担当より説明いたします。

（企画観光課長 高橋良延君 提案理由説明）

○議長（土屋清武君） 以上で提案理由の説明を終わります。

これより質疑に入ります。

質疑を許します。

○6番（福本栄一郎君） ちょっといま担当課長がはしょってですかね・・・、時間は4時まで十分あるんですけどね・・・、ちょっとお伺いします。

今回の入札で、全部でパソコンが47台、購入物品内訳を見ますと、ノートブックパソコン、別添仕様書1のとおりが30台、次が、別添仕様書2のとおりが13台、別添仕様書3のとおりが4台、この内訳を教えてくださいませんか。

どこの課に配置するのか。私は素人ながらですけれども、47台全部同じだと思えるんですけども、この内訳書を見ますと、30台、13台、4台になっていますけれども、それぞれの違いとどの課に配置するのか、その辺を教えてくださいませんか。

○企画観光課長（高橋良延君） 47台の内訳ということでございますけれども、まず、業務用端末、職員の机の上に業務用端末が1台ずつございますけれども、こちらが30台という数字でございます。

それから、13台、ノートブックパソコンというところについては、基幹系のパソコン、いわゆる福祉システムとか、税務システムとか、そういったところのシステムのパソコン、基幹系が13台ということです。

デスクトップパソコンについては、ノートブックじゃなくてデスクトップ、机の上にノートじゃなくてデスクトップを置くパソコンもございますので、それは4台ということですので、ノートとデスクトップということで、30台、4台という形で分けたものでございます。

すみません。それから、どこに置くかということについては、ここは全課・・・、いま、ノートブック・・・、業務用の職員の端末については、先ほど言いましたように、来年1月でサポートが終了しますので、いま、順次3年計画くらいで更新していますので、その職員のパソコンの全体の更新を3年計画で行っているということですので、全課にわたるということでございます。

○6番（福本栄一郎君） 30台の方はそういうことで・・・、机の上にあるということで、更新ということでわかりましたけれども、その次の13台の別添仕様書2のとおりというのは、いわゆる基幹用と担当課長は説明しましたけれども・・・。ということは、サーバとの関連はどうなるんですか。

例えば、福祉とか、税務だと思うんですけども、専門的なパソコンだと思うんですけども、その辺は・・・、サーバ的なものはあるんですか。その辺を教えてください。

○企画観光課長（高橋良延君） サーバについては、一括してサーバで管理していますので、サーバの機器については、また予算の方で順次更新がきたら、サーバの機器更新という形で予算を取っておりますので、一つでサーバは管理しているということでご理解ください。

○6番（福本栄一郎君） ですから、そのサーバというのは、この導入した13台・・・、またサーバを替えるといいますけれども、いわゆる汎用性はあるんですか。

この機器が合わなかったから、サーバを取り替えます。どっちな取り替える・・・、その辺の汎用性があるかどうかを教えてくださいませんか。

○企画観光課長（高橋良延君） この13台を取り替えますけれども、サーバを改めて設置するか、取り替えるとか、そういったことはございません。

○6番（福本栄一郎君） これで最後にしますけれども、それはわかりました。

47台購入するんですけども、私が一番聞きたいのは、役所でやっている、個人のパソコンじゃない、それぞれのセキュリティ・・・、みんな情報が全て入って来ると思うんです。個人情報的な・・・。

役所として当然それは当たり前のことですが、その辺の・・・、いわゆる消去・・・、これはもう古くなったから、業者任せ、だけど、その中にはいろんな情報が入っていると思うんですよ。個人の住所、氏名、生年月日はもちろんのこと・・・、その辺の消去・・・、これを業者に勝手にお任せ・・・、それについての証明書、確かに消しましたというセキュリティ・・・、個人のパソコンならともかく、役所が使っていたんですよ。いろんな情報が入っていると思いま

す。

その辺の処分の方法・・・、業者が確かに消去しましたと、公的な証明はないと思うんですけども、その辺はいかがなものでしょうか。

○企画観光課長（高橋良延君） 当然古くなったパソコンを取り替えるわけですので、そのパソコンの情報といったものが入っているというのは確かにおっしゃるとおりでございます。

そういったことについては、当然我われもパソコンのデータ記憶媒体がございます。いろいろなものが入っている・・・。そういった記憶媒体を取り壊す、破壊するという形になりますけれども、そういったことは当然やっておきます。それがちゃんとできたのかどうかという検証も含めまして、それを完全に除去された、完全にそれを取り除けたということを確認したうえで、処理業者に引き取りをしてもらっている状況でございます。

ただ、今のところ古くなったパソコンについては、電算室の方で全て保存はしておりますので、今のところ処理業者に除去して渡したということはまだありませんけれども、今後処理業者に引き取りをしてもらう際には、そういった確認は完全にしていまいりたいと思います。

○6番（福本栄一郎君） その消去、除去、データを抹消する・・・、公的な機関・・・、証明書は出るんですか。

建設業者が廃棄物を持ち込んだ場合にはマニフェスト、証明書ですね。例えば、焼却所に持ち込んだ場合には証明書ももらう・・・、そういったものは整備されているんですか。日本国内においては・・・。その辺を1点だけ教えてください。

○企画観光課長（高橋良延君） これは産廃になりますので、当然持ち込んだ場合は出ます。

○8番（稲葉昭宏君） 2～3お伺いします。

この見積結果表を見ると、地元の業者が・・・、この伊豆システムユニティというのは、これは地元かな、ちょっとわからないけれども・・・、地元が辞退をしているんですよね。

せっかくこれだけの金額のものの物品購入がある。地元の業者にとっても大変おいしい話だと思っただけけれども、辞退をしている理由というのは、どういうことなんだろう。

機種が指定されているんだけど、この機種を取り扱っていないということなのか、その辺をお聞きします。

○企画観光課長（高橋良延君） パソコンについては、機種やメーカーを指定しております。仕様書であります。指定をしているというのは、いま町が電算を導入しているシステムの会社があります。基幹系という大本の・・・。

(稲葉議員「指定しているのはわかっている」と呼ぶ)

○8番(稲葉昭宏君) こちらのところについては、パソコンは取り扱っているという認識でおりますので、ただ、そういった台数が本当に・・・、この仕様スペックが用意できるかどうかという中で、この業者はできないという判断だろうと思います。

○8番(稲葉昭宏君) これは・・・、おそらく設計価格というのは定価のことかな。約3割近い値引きになっているんだけど、このくらいのことでは地元の業者だってできないことはないような気がするんだけど、事前的に説明会あるいは何かがあつて、一応地元の業者の・・・、これは、公平性がないなんていうと困るけれども、やっぱり地元から購入するという・・・、行政がやるのは当然の話だと思うんだけど、一応意向を・・・、「どうだろう」くらいことは聞いてみた方がよくないかと思うんだけど・・・。

だから、辞退する理由というのは、はっきりわからないんでしょう。

そんなに難しい話じゃないと思うよ、もったいないな。

ちよつともう少し行政としては・・・、一線を越えてやるということになると談合になるからいけないけれども、もっと親切に対応してやるということが必要なんじゃないか。そう思いますけれども、どうですか。

○企画観光課長(高橋良延君) 今回、このパソコン購入は、入札でなくて見積りにしたというのは、町内業者を入れたいという形があつたわけです。

やはり入札だと入札参加資格というのが前提になりますから、見積りで町内業者にもここに参加していただいて、やってもらいたいというのがあつたわけですがけれども。結果的に辞退となりました。

(稲葉議員「わかりました」と呼ぶ)

○議長(土屋清武君) ほかに質疑はございませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○議長(土屋清武君) 質疑がないようでありますので、質疑を終結したいと思います、これにご異議ございませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長(土屋清武君) 異議なしと認めます。

よつて、質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。

まず、本案に対する反対討論の発言を許します。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○議長(土屋清武君) 反対討論なしと認めます。

次に、本案に対する賛成討論の発言を許します。

(発言する者なし)

○議長(土屋清武君) 賛成討論なしと認めます。

これをもって討論を終了します。

これより議案第71号 平成30年度松崎町(第1回)事務用端末売買契約についての件を挙手により採決します。

本案は原案のとおり決することに賛成の諸君の挙手を求めます。

(挙手全員)

○議長(土屋清武君) 挙手全員であります。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

---